

一関地区広域行政組合要望等処理規程

平成18年8月1日

一関地区広域行政組合訓令第9号

改正 平成19年12月20日 訓令第9号

(趣旨)

第1条 この訓令は、住民からの要望等の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 組合が行う住民からの要望等に対する処理は、一関市要望等処理規程（平成17年一関市訓令第20号）の例による。

附 則

この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年12月20日訓令第9号）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。